

7月10日（日） 「参議院議員通常選挙」投票日

選挙権年齢が「18歳以上」に引き下げられ、
今回の選挙から18歳・19歳の皆さんも投票できるようになりました。

問合せ 毛呂山町選挙管理委員会（役場総務課内） ☎ (295) 2112 内線 314

平成28年6月19日の改正公職選挙法の施行により、それまで「20歳以上」だった選挙権が、平成28年7月10日執行の参議院議員通常選挙から「18歳以上」に引き下げられます。

この法改正は、将来を担う若い世代の皆さんに、選挙や政治に対する関心を高めてもらうことや、若者の意見をより多く政治に取り入れることがねらいです。

選挙に参加するということは、政治の過程に加わるということですから。すなわち、日本の将来をつくる為の選挙に、次代を担う若者たちにも参加してもらい、より良い日本をつくるための制度改正です。毛呂山町では、この法改正により、約680人の18歳・19歳の皆さんが有権者に加わります。

投票に行くメリット

選挙は、私たちが日々の生活の中で持っている意見や願いを、政治に反映させる貴重な機会です。豊かな暮らしや理想的な社会を

つくるため、政治の役割は重要です。選挙をとおして、政治を行う代表者を選びます。

社会は、世代や職業、居住地などが異なる、さまざまな人によって成り立っています。政治が十分に機能するためには、社会を構成する全ての人が政治に参加する必要があります。

そうでなければ、一部の人たちだけの意見が反映された政治が行われてしまう場合があります。そうならないためにも、貴重な1票を大切に、投票しましょう。

インターネットを利用した選挙運動

有権者（18歳以上）は、選挙運動期間中に、選挙運動が行えます。電話や口頭、またはSNSやブログなどのインターネットを利用して、特定の候補者を応援できます。ただし、電子メールを利用して選挙運動ができるのは、候補者や政党などに限られています。

また、満18歳未満の人による選挙運動や、公示・告示日から投票日前日までの期間以外での選挙運動は禁止されています。

候補者を知るには？

事前に候補者や政党の政策を知っておくことは、皆さんの票を有効に投票することにつながります。

テレビや新聞、政党などのパンフレットやホームページなどで、事前に候補者や政党を確認することができます。

また、町の選挙管理委員会が配布する選挙公報や、公営のポスター掲示場では、選挙区の候補者の顔写真や氏名、政見などを確認できます。

▼選挙公報

選挙公報は、新聞折込で配布するほか、役場、両公民館、図書館、ウィズもろやま、総合公園体育館、保健センター、歴史民俗資料館などに配架します。

なお、選挙公報の郵送を希望する場合は、毛呂山町選挙管理委員会へご連絡ください。

▼ポスター

選挙運動用のポスターは、町内95か所の公営ポスター掲示場に掲示されています。



投票の方法は？

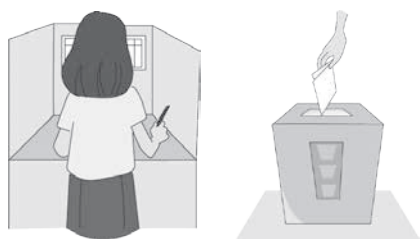
投票日当日は、午前7時から午後8時まで、指定の投票所で投票できます。
※投票所は、お住まいの行政区ごとに指定されています。入場券またはP7の投票所一覧をご確認ください。

7月10日(日)には、次の2つの選挙が行われます。

1. 参議院埼玉県選出議員選挙
2. 参議院比例代表選出議員選挙

投票所で入場券を提示してください。受付・名簿対照が済むと、まず「埼玉県選出議員選挙」の投票用紙が交付されます。

投票用紙に候補者1人の氏名を記入して、投票箱に入れてください。



次に「比例代表選出議員選挙」の投票用紙が交付されます。

比例代表選出議員選挙の投票用紙には、候補者1人の氏名または、名簿届出政党などの名称もしくは略称を記入して、投票箱に入れてください。

Q 投票用紙への記入を間違ってしまったら



A 投票用紙への記入を間違ってしまった場合は、投票箱に入れる前に、投票所の係員に申し出てください。

今回の選挙では、平成10年7月11日までに生まれた人に投票権があります。

投票には、投票権を持ち、なおかつ選挙人名簿に登録されている必要があります。毛呂山町の選挙人名簿には、平成28年3月21日までに町に住民登録をして、引き続き住民基本台帳に登録されている人が記載されています。

3月22日以降に転入した人は、旧住所地に3か月以上住んでいた場合、その自治体で投票できますので、以前住んでいた市区町村にお問い合わせください。

投票できる人

入場券は郵送します

投票所に入るには、入場券が必要ですよ。

この入場券は、世帯ごとに、ハガキで郵送されます。1枚のハガキが最大4人分の入場券になっていますので、皆さんで切り離して持参してください。



▼入場券を紛失したら：

入場券を紛失した人は、投票日当日に受付で再発行を受けてください。

代理投票と点字投票

▼代理投票

身体の不自由な人や文字を書くことができない人は、投票所の係員に申し出てください。係員が皆さんに代わって記入します。

▼点字投票

目の不自由な人は、点字投票ができますので、投票所の係員に申し出てください。なお、投票の秘密は堅く守られますので、安心して投票してください。



投票所に行けない人は 期日前投票などをご利用ください

期日前投票

投票日当日に、仕事・学業・旅行・外出などで投票所に行けない人は、期日前投票制度をご利用ください。選挙期日と同じように、投票用紙を直接投票箱に入れることができます。

日 7月9日(土)まで(開催中)
午前8時30分～午後8時

場 役場2階204会議室
持 入場券

▼期日前投票の方法

期日前投票所に備え付けの「宣誓書(兼請求書)」に記入してから、投票を行ってください。



期日前投票の宣誓書

※事前に町ホームページからダウンロードできます。

町外などに 長期滞在する場合は？

▼滞在地での不在者投票

投票日当日まで仕事や学業、旅行などで町外に長期滞在用する人は、滞在地の市町村選挙管理委員会です「不在者投票」ができます。希望する人は、お早めに毛呂山町選挙管理委員会へご連絡ください。

▼病院などでの不在者投票

入院している病院などが不在者投票できる施設として指定されている場合は、その施設で不在者投票ができます。

詳しくは、入院している施設にお問い合わせください。

郵便等による 不在者投票制度

不在者投票制度

滞在地や病院での不在者投票とは異なり、郵便で投票を行うことができる制度です。ただし、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、介護保険の被保険者証のいずれかを持ち、要件に該当する人が利用できます。

制度の利用には、事前に毛呂山町選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要があります。

希望する人は、お早めに毛呂山町選挙管理委員会へご連絡ください。

18歳の方は期日前投票が できない場合があります

選挙期日に18歳を迎える人は、投票権を持っています。しかし、選挙期日前に期日前投票を行おうとする時点で17歳の場合、その時点では選挙権を持っていないため、期日前投票をすることができません。

ただし、不在者投票によって選挙期日前に投票することができますので、期日前投票所の係員または、毛呂山町選挙管理委員会へ申し出てください。



開票は即日行います

開票は、投票日の午後9時から役場2階201・202会議室で行われます。

開票の状況は、毛呂山町の選挙人名簿に記載されている人であれば、どなたでも参観できます。参観を希望する場合は、開票会場へお越しください。

日 7月10日(日)午後8時30分から受付
定 30人

開票速報サービス

参議院議員通常選挙の埼玉県選出議員選挙と比例代表選出議員選挙の毛呂山町内の開票速報を、毛呂山町ホームページでお知らせします。

日 7月10日(日)午後10時ごろから

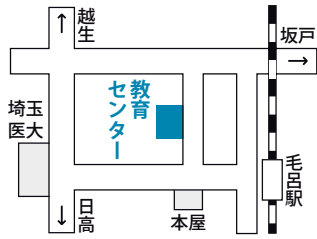
内 立候補者の得票数と開票率



毛呂山町
ホームページ

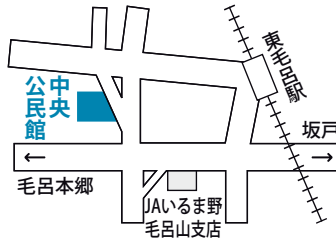
投票所一覽

第1投票所 教育センター



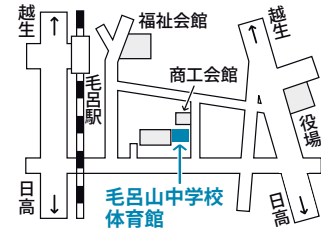
毛呂本郷・滝ノ入・阿諏訪・埼玉医大
丸木記念福祉メディカルセンター

第2投票所 中央公民館



平山・平山ニュータウン・大師二区・総
庭団地・シャルマンコーポ毛呂山自治会

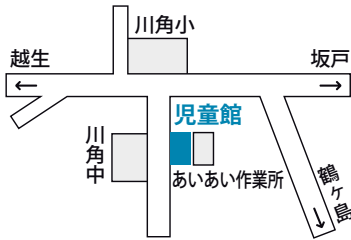
第3投票所 毛呂山中学校体育館



武道場から
「体育館」に
変わりました

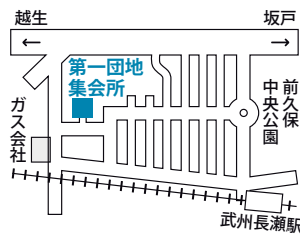
小田谷・ジョイム毛呂山
長瀬一区・大師一区

第4投票所 児童館



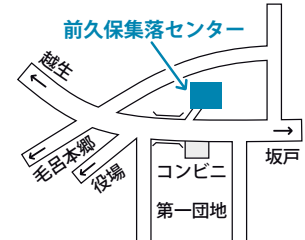
川角・市場・下川原
育心寮川角・光風寮

第5投票所 第一団地集会所



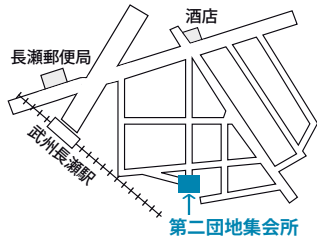
第一団地・第三団地・新南台自治会
むさし野自治会・双葉団地

第6投票所 前久保集落センター



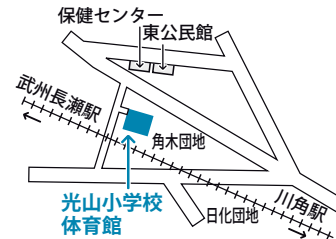
前久保・沢田・岡本団地
第七団地・育心寮前久保

第7投票所 第二団地集会所



第二団地・第五団地・西原団地

第8投票所 光山小学校体育館



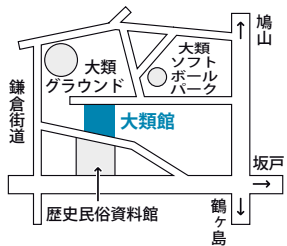
旭台・旭台団地(北・南)・旭台(大)
学園台・日化団地・角木団地・悠久園

第9投票所 毛呂山町役場



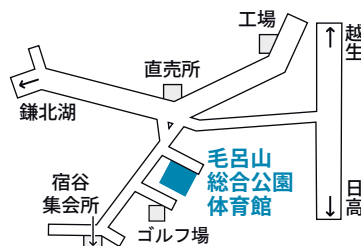
長瀬二区・長瀬三区・第四団地
いわい団地・ゆずの木台

第10投票所 大類館



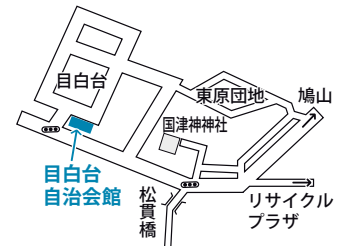
玉林寺・苔林・大類・西大久保

第11投票所 総合公園体育館



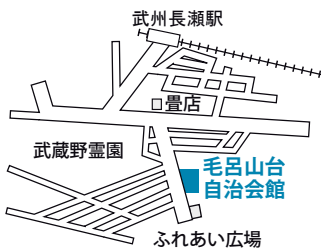
大谷木・葛貫・権現堂・宿谷

第12投票所 目白台自治会館



箕和田・西戸・東原団地・目白台

第13投票所 毛呂山台自治会館



毛呂山台・日生団地・第六団地
第十三団地・第九団地・谷端団地

毛呂山町では、お住まいの行政区ごとに投票所が決められています。指定の投票所は入場券に記載されていますので、必ず事前にご確認ください。なお、今回の選挙では、第3投票所は「毛呂山中学校体育館」です。平成27年8月の埼玉県知事選挙（毛呂山中学校武道場）とは異なりますので、ご注意ください。
※選挙の準備・執行のため、中央公民館と児童館は、7月9日(土)・10日(日)の両日、臨時休館となります。